

大分県警察重要事件等捜査本部運営要綱の改正について

令和5年9月15日
大通達甲(刑)第13号ほか
警察本部長から本部各課・
所・隊長、警察学校長、各
警察署長宛て

(概要)

この通達は、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第22条に規定する捜査本部のうち、重要事件等に係る捜査本部について、その効率的運営を図るために必要な事項を定めたものである。